

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目 次

規則

社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金交付規則を廃止する規則(厚政課)……………一

山口県人権施策推進審議会規則(人権対策室)……………一

山口県国民健康保険事業補助金交付規則の一部を改正する規則(国保医療指導室)……………二

母体保護法施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………二

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………二

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(高齢保健福祉課)……………三

介護保険法施行細則の一部を改正する規則(高齢保健福祉課)……………四

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則の一部を改正する規則(児童家庭課)……………一三

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課)……………一三

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(障害福祉課)……………一五

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課)……………一六

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課)……………一八



社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十二号

社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金交付規則を廃止する規則

社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金交付規則(昭和四十四年山口県規則第四十号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金交付規則第五条第一項の規定によりされた決定に係る借入金の利息及び当該利息について市町が社会福祉法人、医療法人又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条に規定する法人に対して行う利息補助事業に要する経費に係る補助金については、なお従前の例による。

山口県人権施策推進審議会規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十三号

山口県人権施策推進審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年山口県条例第五十一号)第二条の規定に基づき、山口県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第五条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会の会議は、会長が招集する。
- 4 部会の議長は、部会に属する委員が互選する。
- 5 前条第三項及び第四項の規定は、部会の会議に準用する。

(幹事)

- 第七条 審議会に、幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、環境生活部人権対策室において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県国民健康保険事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十四号

山口県国民健康保険事業補助金交付規則の一部を改正する規則

山口県国民健康保険事業補助金交付規則(昭和三十八年山口県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十五号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則(平成八年山口県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式の添付書類2中「㊦㊧㊨」を「㊦㊧㊨」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条から第十一条まで 削除

第二十五条から第二十八条までを削り、第二十九条を第二十五条とする。

別記第八号様式から別記第十号様式までを次のように改める。

第8号様式から第10号様式まで

第11号様式から第13号様式まで

「にける入居者」に「入居一時金」を「一時金」に「の入居者」を「の入居者」に改める。

別記第十三号様式中「入居して」を「入居して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第一号様式から別記第一号様式の四まで及び別記第十一号様式から別記第十三号様式までの改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十八号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年山口県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七十条第一項」の下に、「（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）」を、「別記第一号様式」の下に「又は指定居宅サービス事業者指定更新申請書（別記第一号様式）」を加え、同条第二項中「第七十九条第一項」の下に「（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）」を、「別記第二号様式」の下に「又は指定居宅介護支援事業者指定更新申請書（別記第二号様式）」を加え、同条第三項中「第八十六条第一項」の下に「（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）」を、「別記第三号様式」の下に「又は指定介護老人福祉施設指定更新申請書（別記第三号様式）」を加え、同条第四項中「第九十四条第一項」の下に「（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）」を、「別記第四号様式」の下に「又は介護老人保健施設開設許可更新申請書（別記第四号様式）」を加え、同条第五項中「第一百七十条第一項」の下に「（法第一百七十条の二第四項において準用する場合を含む。）」を、「別記第五号様式」の下に「又は指定介護療養型医療施設指定更新申請書（別記第五号様式）」を加え、同条に次の一項を加える。
6 法第百十五条の二第二項（法第百十五条の十において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする者は、指定介護予防サービス事業者指定申請書（別記第一号様式）又は指定介護予防サービス事業者指定更新申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

第三条の見出し中「指定居宅サービス事業者」の下に「又は指定介護予防サービス事業者」を加え、同条中「第七十二条第一項ただし書」の下に「（これらの規定を法第百十五条の十において準用する場合を含む。）」を加える。
第四条中「又は法第百十一条」を「法第百十一条又は法第百十五条の五」に改める。

別記第一号様式（その一）中「訪問介護」を「訪問介護又は介護予防訪問介護」に改め、同様式（その一）の欄に「指定居宅サービス事業者指定申請書」を「指定居宅サービス事業者指定更新申請書」に「訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を」と「訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新」を「第70条第1項 第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項 第115条の2第1項 第115条の10において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の2第1項」の「」を

氏名 [] を
氏名 [] 生年月日 [] 年 月 日 []
電話番号 [] 同 [] 番 []
電話番号 []

氏名 [] を
氏名 [] 生年月日 [] 年 月 日 []
電話番号 [] 同 [] 番 []
電話番号 []

氏 <small>フリガナ</small> 名		住 所	(郵便番号)
-------------------------	--	-----	---------

氏 <small>フリガナ</small> 名		住 所	(郵便番号)
生年月日	年 月 日		

氏 <small>フリガナ</small> 名		住 所	(郵便番号)
氏 <small>フリガナ</small> 名		住 所	(郵便番号)

氏 <small>フリガナ</small> 名		住 所	(郵便番号)
生年月日	年 月 日		
氏 <small>フリガナ</small> 名		住 所	(郵便番号)
生年月日	年 月 日	住 所	

「事業の開始の予定年月日」 年 月 日

「事業の開始の予定年月日」 年 月 日
「現に受けている指定の有効期間満了日」 年 月 日

「第9号若しくは第10号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号に該当しないことを誓約する書面」

- 10 介護保険法第70条第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号に該当しないことを誓約する書面
- 11 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

「第70条第1項第4項において準用する同法第115条の2第1項」の「氏名」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。

4 「現に受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

「第70条第1項第4項において準用する同法第115条の2第1項」の「氏名」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。また、「氏名」欄に「指定居宅サービス事業者指定申請書」又は「指定居宅サービス事業者指定更新申請書」に記載されている指定居宅サービス事業者指定更新申請書」の「訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者指定更新申請書」の「訪問入浴介護」欄に「訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護」を記入すること。

「第70条第1項第4項において準用する同法第115条の2第1項」の「氏名」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。

「第70条第1項第4項において準用する同法第115条の2第1項」の「氏名」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。

「第70条第1項第4項において準用する同法第115条の2第1項」の「氏名」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。

「第70条第1項第4項において準用する同法第115条の2第1項」の「氏名」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。

「第70条第1項第4項において準用する同法第115条の2第1項」の「氏名」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。

「第70条第1項第4項において準用する同法第115条の2第1項」の「氏名」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。

「第70条第1項第4項において準用する同法第115条の2第1項」の「氏名」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。

氏 <small>フリガナ</small> 名		生年月日	年 月 日
(郵便番号 局 番)			

「 (郵便番号) 」

「 氏 名 住 所 (郵便番号) 」

「 氏 名 (郵便番号)
生年月日 年 月 日 住 所 」

「 事業の開始の予定年月日 年 月 日 」

「 事業の開始の予定年月日 年 月 日
現在受けている指定の有効期間満了日 年 月 日 」

の「 回費 (NのSII) の総支費 母「 居宅支援サービス費 」の「 介護予防サービス費 」」に「 回費 支費 の合計額 」を記載する。

- 11 介護保険法第70条第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号に該当しないことを誓約する書面
- 12 役員の名、生年月日及び住所を記載した書類
- 「 回費 (NのSII) の合計額 」を記載する。
- 3 「 事業の開始の予定年月日 」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。
- 4 「 現在受けている指定の有効期間満了日 」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

「 回費 (NのSII) 母「 (訪問看護) 」の「 (訪問看護又は介護予防訪問看護) 」に「 回費 (NのSIII) の総支費 母「 指定居宅サービス事業者指定申請書 」の「 指定居宅サービス事業者指定更新申請書 」」に「 訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新 」を記載する。

「 第70条第1項 第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項 第115条の2第1項 第115条の10において準用する同法第70条の2第4項にお

いて準用する同法第115条の2第1項」の「

「 代表者	職名	氏名
住所	(郵便番号 局 番)	

「 代表者 (設置者)	職名	氏名	生年月日	年月日
	住所	(郵便番号)		

「 氏名	住所	(郵便番号)
---------	----	---------

「 氏名	住所	(郵便番号)
生年月日	年月日	住所

「 事業の開始の予定年月日 年 月 日 」

「 事業の開始の予定年月日	年 月 日
「 現に受けている指定の有効期間満了日	年 月 日

名「 回覧板（ＮＳ川）の添付書類の「居宅支援サービス費」や「介護予防サービス費」に名「 回覧板欄の「住居」の記入方法」。

- 10 介護保険法第70条第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号（事業所が病院若しくは診療所である場合）にあっては、同項第2号から第11号までに該当しないこと又は同法第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号（事業所が病院若しくは診療所である場合）にあっては、同項第2号から第11号までに該当しないことを誓約する書面
- 11 法人にあっては、役員の名、生年月日及び住所を記載した書類

添付書類「 回覧板（ＮＳ川）の「住居」の記入方法」。

- 5 「事業の開始の予定年月日」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。
- 6 「現に受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

添付書類「 回覧板（ＮＳ川）の「訪問リハビリテーション」や「訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション」に「指定居宅サービス事業者指定申請書」や「指定居宅サービス事業者指定更新申請書」に「訪問リハビリテ

「 訪問リハビリテーションに係る介護予防訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新」に「第70条第1項の」

「 訪問リハビリテーションに係る介護予防訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新」に「第70条第1項の」

- 第1項 第4項において準用する同法第70条第1項
- 第2項 第4項において準用する同法第70条第1項
- 第10項において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の2第1項
- の「」

代表者	職名	氏名
住所	(郵便番号 局 番)	

代表者(開設者)	職名	氏名	生年月日	年月日
住所	(郵便番号)			

氏名	住所	(郵便番号)
----	----	--------

氏名	住所	(郵便番号)
生年月日	年月日	

「作業療法士 人」也
「作業療法士 人」人「人」也

「事業の開始の予定年月日」年 月 日
「事業の開始の予定年月日」年 月 日
「現に受けている指定の有効期間満了日」年 月 日

名称「介護施設」の名称「居宅支援サービス費」也「介護予防サービス費」也「回診・回診・回診」也

- 介護保険法第70条第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあつては、同項第2号から第11号まで）に該当しないこと又は同法第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあつては、同項第2号から第11号まで）に該当しないことを誓約する書面
- 法人にあつては、役員の名、生年月日及び住所を記載した書類
- 「事業の開始の予定年月日」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。
- 「現に受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

「居宅介護支援サービス費」也「居宅療養管理指導」也「居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導」也「回診・回診・回診」也「指定居宅サービス事業者

- 指定申請書」也「指定居宅サービス事業者指定更新申請書」也「居宅療養管理指導に係る指定申請書」也「指定居宅サービス事業者の指定を」也「居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新」也「第70条第1項の」也「第70条第1項第4項において準用する同法第70条第1項」也「第70条第1項第1項において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の2第1項」也

の 上
いて準用する同法第115条の2第1項」

「氏名」欄に「」

「氏名」欄に「 生年月日 年 月 日」

「(郵便番号 局 番)」欄に「」

「(郵便番号)」欄に「」

「氏名」欄に「住所 (郵便番号)」欄に「」

「氏名」欄に「 (郵便番号)」欄に「」
生年月日 年 月 日 住所

「事業の開始の予定年月日」欄に「 年 月 日」

「事業の開始の予定年月日」欄に「 年 月 日」
「現に受けている指定の有効期間満了日」欄に「 年 月 日」

名称「回覧会(ＮＧＯ) 居宅支援サービス費」は「介護予防サービス費」に名称「回覧会(ＮＧＯ)の居宅支援サービス費」を記載する。

- 10 介護保険法第70条第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号に該当しないことを誓約する書面

11 役員の名、生年月日及び住所を記載した書類
回覧会(ＮＧＯ)の役員名簿

- 3 「事業の開始の予定年月日」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。
- 4 「現に受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

回覧会(ＮＧＯ)の「(通所リハビリテーション)」は「(通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション)」に名称「回覧会(ＮＧＯ)」の名称「指定

居宅サービス事業者指定申請書」は「指定居宅サービス事業者指定更新申請書」

上「通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を」は「通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定更新を」上「第115条の10において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の2第1項」

「第70条第1項 第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項 第115条の2第1項 第115条の10において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の2第1項」

の 上
する同法第115条の2第1項」

「 代 表 者 職 名」	氏 名	
「 住 所」	(郵便番号 局 番)	

「 代 表 者 職 名」	氏 名	生 年 月 日
「 住 所」	(郵便番号)	年 月 日

「 氏 名」	住 所	(郵便番号)
--------	-----	---------

「 氏 名」	住 所	(郵便番号)
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

「基準第111条第1項の規定の適用を受ける診療所」や「1項診療所」は「基準第111条第2項の規定の適用を受ける診療所」や「2項診療所」は

「 事業の開始の予定年月日」	年 月 日
「 事業の開始の予定年月日」	年 月 日
「 現に受けている指定の有効期間満了日」	年 月 日

名称「回遊センター」の「居宅支援サービス費」や「介護予防サービス費」は「回遊センター」の「居宅支援サービス費」

- 10 介護保険法第70条第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号（事業所が病院若しくは診療所である場合）にあっては、同項第2号から第11号までに該当しないこと又は同法第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号（事業所が病院若しくは診療所である場合）にあっては、同項第2号から第11号までに該当しないことを誓約する書面
 - 11 法人にあっては、役員の名、生年月日及び住所を記載した書類

5 「事業所の種別」欄の「1項診療所」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第111条第1項又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第117条第1項の規定の適用を受ける診療所を、「2項診療所」とは、指定居宅サービス等基準第111条第2項又は指定介護予防サービス等基準第117条第2項の規定の適用を受ける診療所をいう。

用を受ける診療所を、「2項診療所」とは、指定居宅サービス等基準第111条第2項又は指定介護予防サービス等基準第117条第2項の規定の適用を受ける診療所をいう。

名称「回遊センター」の「居宅支援サービス費」や「介護予防サービス費」は「回遊センター」の「居宅支援サービス費」

2項又は指定介護予防サービス等基準第117条第2項」は「回遊センター」の「居宅支援サービス費」

- 7 「事業の開始の予定年月日」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。
- 8 「現に受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

名称「回遊センター」の「短期入所生活介護」や「短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護」は「回遊センター」の「指定居宅サービス事業者指定申請書」や「指定居宅サービス事業者指定更新申請書」は「短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を」や「短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を」

「短期入所療養介護」及び「短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護」に定める「回覧が(そのバ)の委任」指定居宅サービス事業者指定申請書」及び「指定居宅サービス事業者指定更新申請書」並びに「短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を」及び「短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新」並びに「第70条第1項の」及び「第70条第1項第115条の2第115条の10」

第4項において準用する同法第70条第1項
 第1項において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の2第1項、
 並びに

代 表 者	職 名	氏 名		
	住 所	(郵便番号 局 番)		

代 理 表 現 者	職 名	氏 名	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	(郵便番号)		

氏 名	住 所	(郵便番号)
--------	--------	---------

氏 名	生 年 月 日	住 所	(郵便番号)
--------	------------------	--------	---------

「回覧が(そのバ)の委任

事業の開始の予定年月日	年	月	日
-------------	---	---	---

事業の開始の予定年月日	年	月	日
現在受けている指定の有効期間満了日	年	月	日

「回覧が(そのバ)の委任」指定居宅サービス費」及び「介護予防サービス費」に定める「回覧が(そのバ)の委任」

12 介護保険法第70条第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号(事業所が病院若しくは診療所である場合)にあっては、同項第2号から第11号までに該当しないこと又は同法第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号ま

で、第 9 号若しくは第 10 号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあつては、同項第 2 号から第 11 号まで）に該当しないことを誓約する書面

13 法人にあつては、役員の名、生年月日及び住所を記載した書類

㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

5 「事業の開始の予定年月日」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。

6 「現に受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「指定居室サービス事業者指定申請書」㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「指定居室サービス事業者指定更新申請書」㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「特定施設入居者生活介護に係る指定居室サービス事業者の指定を」㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「特定施設入居者生活介護に係る指定居室サービス事業者の指定更新を」㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

の ㊦㊧

いて準用する同法第 115 条の 2 第 1 項」

「氏名」欄

「氏名」欄 生年月日 年月日

「（郵便番号）（電話）」欄

「（郵便番号）」欄

「氏名」欄 住所（郵便番号）」欄

「氏名 (郵便番号) 住所」

「氏名 (郵便番号) 住所」
 生年月日 年 月 日

「事業の開始の予定年月日」 年 月 日

「事業の開始の予定年月日」 年 月 日
 現在受けている指定の有効期間満了日 年 月 日

「返費」は「居宅支援サービス費」及び「介護予防サービス費」に算入される。

- 12 介護保険法第70条第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号に該当しないことを誓約する書面
 - 13 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 4 「事業の開始の予定年月日」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。
 5 「現在受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。
- 別記第1号様式(の11)を「返費(の11)」及び「返費(の11)」の次に次のように加える。

第1号様式（その12）（第2条関係）
（特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売の場合）

（表）

受付番号

指定居宅サービス事業者 指定更新 指定申請書
指定介護予防サービス事業者 指定更新 年月日

山口県知事 様

郵便番号
申請者の主たる事務所在地
（代表者の氏名、住所）
（フククジミリ）局 局 番）
電話（フククジミリ）局 番）

下記のとおり特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定
特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定

更新を受けたいので、介護保険法第70条第1項、第70条の2第4項において準用する同法第70条
第70条第1項、第70条の2第1項、第115条の2第1項、第115条の10において準用する同法第70条の2第

第1項 4項において準用する同法第115条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請

4項において準用する同法第115条の2第1項
します。

記

代表者	職名	氏名	生年月日	年月日
住所	(郵便番号)			
事業所	所在地	局番	局番	局番
管 理 者	氏名	局番	局番	局番
兼務の要	生年月日	住所	局番	局番
事業に係る専門相談員の員数	申請に係る事業所で業務する場合	同一敷地内にある他の事業所等	兼務する他の職種	兼務する他の職種
事業の開始の予定年月日	専従人員	専従人員	専従人員	専従人員
現に受けている指定の有効期間満了日	専従人員	専従人員	専従人員	専従人員

（裏）

添付書類

- 1 定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等
- 2 事業所の平面図
- 3 事業所の設備の概要を記載した書類
- 4 管理者の経歴を記載した書類
- 5 運営規程
- 6 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
- 7 事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
- 8 事業に係る資産の状況を記載した書類
- 9 介護保険法第70条第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号に該当しないこと又は同法第115条の2第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで、第9号若しくは第10号に該当しないことを誓約する書面
- 10 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

注 1 印刷は、記入しないこと。

2 「業務の概要」欄は、管理者が兼務する場合にのみ記入すること。

3 「事業の開始の予定年月日」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。

4 「現に受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

広島県山形町の株式会社「指定居宅介護支援事業者指定申請書」及び「指定居宅介護支援事業者指定更新申請書」並びに「指定を」及び「指定の更新を」並びに「第79条第1項の」及び「第79条第1項第79条の2第4項において準用する同法第79条第1項の」並びに

「氏名」

「氏名」 生年月日 年 月 日

「(郵便番号 局 番)」

「(郵便番号)」

「氏名」 住所 (郵便番号)

氏名	生年月日	住所	(郵便番号)
	年 月 日		

「事業の開始の予定年月日」 年 月 日

事業の開始の予定年月日	年	月	日
現に受けている指定の有効期間満了日	年	月	日

名称「株式会社〇〇」関係市町村「〇〇市町」及び「関係市町」並びに「関係市町」又は居宅支援サービス計画費、並びに「株式会社〇〇」の役員、

- 10 介護保険法第79条第2項各号に該当しないことを誓約する書面
 - 11 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
 - 12 介護支援専門員の氏名及び登録番号を記載した書類
- 広島県山形町の株式会社「〇〇」
- 3 「事業の開始の予定年月日」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。
- 4 「現に受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

広島県山形町の株式会社「〇〇」指定介護老人福祉施設指定申請書」及び「指定介護老人福祉施

「指定更新申請書」並びに「指定を」及び「指定の更新を」並びに「第86条第1項の」及び「第86条の2第4項において準用する同法第86条第1項の」並びに

「氏名」

「氏名」 生年月日 年 月 日

「(郵便番号 局 番)」

「(郵便番号)」

「氏名 住所 (郵便番号) 姓」

「氏名 (郵便番号) 住所 姓」
 生年月日 年月日

「小規模生活単位型・一部小規模生活単位型」は「ユニット型・一部ユニット型」に

「入所定員 人 短期入所生活介護の利用定員 人」

「入所定員 人 短期入所生活介護の利用定員 人」
 入所者の推定数 人

名称 回遊型の部

施設の設備	居室		1室当たりの最大定員	人	廊	片廊下の最小幅	m
	入所者		1人当たりの最小床面積	m ²	下	中廊下の最小幅	m
	食堂及び機能訓練室		合計面積				m ²
	ユニット		居室	1室当たりの定員	人	廊	片廊下の最小幅
		室	利用者1人当たりの最小床面積	m ²	下	中廊下の最小幅	m
ユニット		共同生活室の床面積					m ²
事業の開始の予定年月日		年 月 日					

施設の設備	建物		概要		建物の種別		耐火建築物・準耐火建築物	
	居室		1室当たりの最大定員	人	廊	片廊下の最小幅	m	
	入所者		1人当たりの最小床面積	m ²	下	中廊下の最小幅	m	
	食堂及び機能訓練室		合計面積				m ²	
ユニット		居室	1室当たりの定員	人	廊	片廊下の最小幅	m	
		室	利用者1人当たりの最小床面積	m ²	下	中廊下の最小幅	m	
ユニット		共同生活室の床面積					m ²	
協力病院		名称	診療科		名			
事業の開始の予定年月日		年 月 日						
現に受けている指定の有効期間満了日		年 月 日						

改め、回遊型の添付書類中から「ユニット」の部品のものを加える。

- 7 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
- 8 事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
- 9 事業に係る資産の状況を記載した書類
- 10 協力病院との契約の内容を記載した書類
- 11 施設長が施設長職員の職務の概要を記載した書類
- 12 介護保険法第86条第2項各号に該当しないことを誓約する書面
- 13 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 14 介護支援専門員の氏名及び登録番号を記載した書類
- 15 施設長が施設長の職務の概要を記載した書類
- 16 施設長が施設長の職務の概要を記載した書類
- 17 施設長が施設長の職務の概要を記載した書類
- 18 施設長が施設長の職務の概要を記載した書類
- 19 施設長が施設長の職務の概要を記載した書類
- 20 施設長が施設長の職務の概要を記載した書類
- 21 施設長が施設長の職務の概要を記載した書類
- 22 施設長が施設長の職務の概要を記載した書類
- 23 施設長が施設長の職務の概要を記載した書類
- 24 施設長が施設長の職務の概要を記載した書類
- 25 施設長が施設長の職務の概要を記載した書類

「施設長が施設長の職務の概要を記載した書類」は「介護老人保健施設開設許可申請書」及び「介護老人保健施設開設許可更新申請書」並びに「許可を」並びに「許可の更新」並びに「第94条第1項の」並びに「第94条の2第4項において準用する同法第94条第1項の」並びに「

「氏名」欄

氏名	
----	--

「氏名」欄

氏名	生年月日	年月日
----	------	-----

「(郵便番号) (電話番号)」欄

(郵便番号)	(電話番号)
--------	--------

「(郵便番号)」欄

(郵便番号)

「氏名」欄

氏名	住所	(郵便番号)
----	----	--------

氏名		住所	(郵便番号)
生年月日	年 月 日		

改め、回養士の身分

開設の予定年月日	年 月 日
----------	-------

開設の予定年月日	年 月 日
現に受けている許可の有効期間満了日	年 月 日

12 事業に係る資産の状況を記載した書類

15 介護保険法第94条第3項各号に該当しないことを誓約する書面

16 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

17 介護支援専門員の氏名及び登録番号を記載した書類

- 7 「事業の開始の予定年月日」欄は、許可の申請の場合にのみ記入すること。
- 8 「現に受けている許可の有効期間満了日」欄は、許可の更新の申請の場合にのみ記入すること。

「第107条第1項第4項において準用する同法第107条第1項の」

「指定介護療養型医療施設指定更新申請書」の「指定の更新を」

「第107条第1項第107条の2第4項において準用する同法第107条第1項の」

代表者	氏名	
住所	(郵便番号 局 番)	

代表者	職名	氏名	生年月日	年月日
住所	(郵便番号)			

「氏名 (郵便番号) 住所」

「氏名 (郵便番号) 住所」
「生年月日 年月日」

「事業の開始の予定年月日」

「事業の開始の予定年月日」

「事業の開始の予定年月日」
「現に受けている指定の有効期間満了日」

「事業に係る資産の状況を記載した書類」

「事業に係る資産の状況を記載した書類」

- 11 事業に係る資産の状況を記載した書類
14 介護保険法第107条第3項各号に該当しないことを誓約する書面
15 従業員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
16 介護支援専門員の氏名及び登録番号を記載した書類

- 7 「事業の開始の予定年月日」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。
8 「現に受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。

「第71条第1項ただし書の」
「第72条第1項ただし書の」
「第115条の10において準用する同法第72条第」

「第71条第1項ただし書の」
「第72条第1項ただし書の」

「指定を不要とする居室サービスの種類」
「指定を不要とするサービスの種類」

「短期入所療養介護」

- 5 短期入所療養介護
6 介護予防訪問看護
7 介護予防訪問リハビリテーション
8 介護予防居宅療養管理指導
9 介護予防通所リハビリテーション
10 介護予防短期入所療養介護

「サービス」

「指定居室サービス事業者」
「指定居宅介護支援施設」
「指定介護老人保健施設」
「指定介護療養型医療施設」
「指定居宅介護サービス事業者」
「指定居宅介護支援施設」
「指定介護老人保健施設」
「指定介護療養型医療施設」

「第75条第82条第89条第99条第111条」
「第75条第82条第89条第99条第111条」

を「又は介護予防サービスの利用者」に改め、同添付書類を同添付書類として、同添付書類に次のように加える。

2 管理者又は役員の変更に伴う届出の場合にあっては、誓約書

「第75条第82条第105条において準用する医療法第9条第1項」の「指定居宅介護支援事業を指定居宅介護支援施設として実施する事業」として、同添付書類に次のように加える。

「第75条第82条第105条において準用する医療法第9条第1項」の「指定居宅介護支援事業を指定居宅介護支援施設として実施する事業」として、同添付書類に次のように加える。

- 10 認知症対応型共同生活介護
- 11 特定施設入居者生活介護
- 12 福祉用具貸与
- 13 居宅介護支援
- 14 介護老人保健施設

- 10 特定施設入居者生活介護
- 11 福祉用具貸与
- 12 特定福祉用具販売
- 13 居宅介護支援
- 14 介護老人保健施設
- 15 介護予防支援
- 16 介護予防訪問看護
- 17 介護予防訪問看護
- 18 介護予防訪問看護
- 19 介護予防訪問看護
- 20 介護予防訪問看護
- 21 介護予防短期入所療養介護
- 22 介護予防短期入所療養介護
- 23 介護予防特定施設入居者生活介護
- 24 介護予防特定施設入居者生活介護
- 25 特定介護予防福祉用具販売
- 26 特定介護予防福祉用具販売

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別記第二号様式の添付書類の改正規定は、公布の日から施行する。

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十九号

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則の一部を改正する規則

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則（昭和六十年山口県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「児童家庭課」を「児童家庭課」と改める。

別記第二号様式及び別記第四号様式中「児童家庭課」を「児童家庭課」と改める。

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第一百号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年山口県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第七条の二の見出し中「事業者又は」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第七条の三の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条中「法第十七条の二十又は」及び「、廃止届（別記第五号様式（五））、休止届（別記第五号様式（五））又は再開届（別記第五号様式（五））」を削る。

第八条から第十一条までを次のように改める。

第八条から第十一条まで 削除

第十二条中「身体障害者居宅生活支援事業等開始届」を「身体障害者相談支援事業等開始届」に改める。

第十三条第一号中「身体障害者居宅生活支援事業等届出事項変更届」を「身体障害者

相談支援事業等届出事項変更届」に改め、同条第一号中「身体障害者居宅生活支援事業等廃止届」を「身体障害者相談支援事業等廃止届」に、「身体障害者居宅生活支援事業等休止届」を「身体障害者相談支援事業等休止届」に改める。

第十四条中「身体障害者居宅生活支援事業等休止届」を「身体障害者相談支援事業等休止届」に、「身体障害者居宅生活支援事業等再開届」を「身体障害者相談支援事業等再開届」に改める。

第十五条中「町村の」を「町の」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「市町村」を「市町」に改め、同号を同条第三号とする。

別記第三号様式の添付書類2中「市町村長」を「市町長」に改める。

別記第五号様式の二を次のように改める。

第5号様式の2 削除

別記第五号様式の三(その一)の添付書類1、同様式(その二)の添付書類1及び同様式(その三)の添付書類1中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第五号様式の四中「届出者 主たる事務所 及び 設置者 主たる事務所 及び (設置者)の所在地」を「指定居宅支援事業者の、及び指定身体障害者更生施設等の、及び」第17条の27指定身体障害者更生施設等の、及び」第17条の27

「事業所又は施設」 「施設」
 の、及び「第17条の27の、及び」

「事業所番号又は施設番号」 「施設番号」に改める、

「居宅支援の種類」

届出、回覧等の添付書類を削り、回覧の届出者、及び設置者、に改める。

別記第五号様式の五を次のように改める。

第5号様式の5 削除

別記第六号様式の六を次のように改める。

第6号様式から第11号様式まで 削除

別記第十一号様式の「身体障害者居宅生活支援事業等開始届」を「身体障害者相談支援事業等開始届」に、「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支

「
 1 身体障害者居宅介護等事業
 2 身体障害者短期相談支援事業
 3 身体障害者生活訓練事業
 4 身体障害者生活訓練事業
 5 身体障害者生活訓練事業
 6 身体障害者生活訓練事業
 7 聴導犬訓練事業」

「
 1 身体障害者相談支援事業
 2 身体障害者生活訓練事業
 3 身体障害者生活訓練事業
 4 聴導犬訓練事業」

を

「	名称	
」	種類	
	所在地	
	入所定員	

を

「	名称	
」	種類	
	所在地	
	入所定員	

に

5' 回覧の供の施設

5 「事業の用に供する施設」欄は、届出者が介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行おうとする場合に記入すること。

記帳十川仰答付「身体障害者居宅生活支援事業等届出事項変更届」を「身体障害者相談支援事業等届出事項変更届」に「身体障害者居宅生活支援事業等の」を「身体障害者相談支援事業等の」に

- 1 身体障害者居宅介護等事業
- 2 身体障害者短期入所事業
- 3 身体障害者相談支援事業
- 4 身体障害者生活訓練等事業
- 5 介助犬訓練事業
- 6 聴導犬訓練事業
- 7

を

- 1 身体障害者相談支援事業
- 2 身体障害者生活訓練等事業
- 3 介助犬訓練事業
- 4 聴導犬訓練事業

に「(4)入所定員」

6' 記帳

記帳十川仰答付「身体障害者居宅生活支援事業等届出事項変更届」を「身体障害者相談支援事業等届出事項変更届」に「身体障害者居宅生活支援事業等を」を「身体障害者相談支援事業等届出事項変更届」に

- 1 身体障害者居宅介護等事業
- 2 身体障害者短期入所事業
- 3 身体障害者相談支援事業
- 4 身体障害者生活訓練等事業
- 5 介助犬訓練事業
- 6 聴導犬訓練事業
- 7

を

- 1 身体障害者相談支援事業
- 2 身体障害者生活訓練等事業
- 3 介助犬訓練事業
- 4 聴導犬訓練事業

に

「現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置」

「現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置」

に

記帳十川仰答付「身体障害者居宅生活支援事業等再開届」を「身体障害者相談支援事業等再開届」に「身体障害者居宅生活支援事業等を」を「身体障害者相談支援事業等再開届」に

- 1 身体障害者居宅介護等事業
- 2 身体障害者短期入所事業
- 3 身体障害者相談支援事業
- 4 身体障害者生活訓練等事業
- 5 介助犬訓練事業
- 6 聴導犬訓練事業
- 7

を

- 1 身体障害者相談支援事業
- 2 身体障害者生活訓練等事業
- 3 介助犬訓練事業
- 4 聴導犬訓練事業

に

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定、第十五条の改正規定（同条第三号を削る部分及び同条第四号を同条第三号とする部分を除く。）を、記帳十川仰答付の改正規定及び記帳十川仰答付の改正規定は、公布の日から起算して

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百一号

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「市町村」を「市町」に改める。

別表第二減免対象者の欄中「市町村民税」を「市町民税」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
市町	市町	市町	市町
障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課

を

年 月 日	年 月 日
市町	市町
障害者支援課	障害者支援課

に改める。

別記第三号様式の裏の11及び別記第四号様式の裏の11中「市町村交差点又は山口遍健康福祉部福祉課」を「市町村交差点又は山口県健康福祉部福祉課」に改める。

別記第五号様式及び別記第六号様式中

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
市町	市町	市町	市町
障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課

を

別記第七号様式中
「市町村民税」を「市町民税」に改める。

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
市町	市町	市町	市町
障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課

を

別記第九号様式中
「市町」を「市町」に改める。

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
市町	市町	市町	市町
障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課

を

別記第十号様式から別記第十一号様式までの規定中
「市町」を「市町」に改める。

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
市町	市町	市町	市町
障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課

に改

める。

別記第十二号様式及び別記第十三号様式中

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
市町	市町	市町	市町
障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課

を

に改める。

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
市町	市町	市町	市町
障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課

別記第十四号様式から別記第十六号様式までの規定中

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
市町	市町	市町	市町
障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課	障害者福祉課

に改

める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百二号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則（昭和六十二年山口県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「省令」といづ。」を削る。

第三条の見出し中「事業者又は」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第四条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条中「法第十五条の二十又は」及び「、廃止届（別記第五号様式）、休止届（別記第五号様式）又は再開届（別記第五号様式）」を削る。

第八条中「知的障害者居宅生活支援事業等開始届」を「知的障害者相談支援事業開始届」に改める。

第九条第一号中「知的障害者居宅生活支援事業等届出事項変更届」を「知的障害者相談支援事業届出事項変更届」に改め、同条第二号中「知的障害者居宅生活支援事業等廃

止届」を「知的障害者相談支援事業廃止届」に、「知的障害者居宅生活支援事業等休止届」を「知的障害者相談支援事業休止届」に改める。

第十条中「知的障害者居宅生活支援事業等休止届」を「知的障害者相談支援事業休止届」に、「知的障害者居宅生活支援事業等を」を「知的障害者相談支援事業を」に、「知的障害者居宅生活支援事業等再開届」を「知的障害者相談支援事業再開届」に改める。

第十一條から第十三條を以下に改める。

第二号様式 削除

第二号様式 削除

第三号様式(第二号)の添付書類「登記事項証明書」に定める。

「届出者」主たる事務所の所在地、

「指定居宅支援事業者更生施設等」の「第15条の27の」

「事業所又は施設」

「事業所番号又は施設番号」

「居宅支援の種類」

「知的障害者相談支援事業」

「知的障害者居宅生活支援事業等開始届」

「知的障害者居宅生活支援事業等開始届」

「知的障害者相談支援事業」

事業の種類及び内容	種類	内容
	1	知的障害者居宅介護等事業
	2	知的障害者短期入所事業
	3	知的障害者短期入所事業
	4	知的障害者地域生活支援事業
	5	知的障害者相談支援事業

「事業の内容」

事業の用に供する施設	名称	種類	所在地	入所定員

「知的障害者相談支援事業」

「知的障害者居宅生活支援事業等届出事項変更届」

事業の種類	1	知的障害者居宅介護等事業
	2	知的障害者居宅介護事業
	3	知的障害者短期入所事業
	4	知的障害者地域生活援助事業
	5	知的障害者相談支援事業

「7 事業の用に供する施設 (1)名称 (2)種類 (3)所在地 (4)入所定員) 8 事業開始の予定年月日」を

「7 事業開始の予定年月日」に改め、同様式の注2中

「事業の種類」欄及び「~~を~~」を削る。

別記第八号様式中「知的障害者居宅生活支援事業等~~廃止届~~」を「知的障害者相談支援事業~~廃止届~~」に改め、「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業~~廃止届~~」に改め、

事業の種類	1	知的障害者居宅介護等事業
	2	知的障害者居宅介護事業
	3	知的障害者短期入所事業
	4	知的障害者地域生活援助事業
	5	知的障害者相談支援事業

「現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置」を「現に便宜を受けている者に対する措置」に改め、同様式の注2を削る。

別記第九号様式中「知的障害者居宅生活支援事業等~~再開届~~」を「知的障害者相談支援事業~~再開届~~」に改め、「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業~~再開届~~」に改め、

事業の種類	1	知的障害者居宅介護等事業
	2	知的障害者居宅介護事業
	3	知的障害者短期入所事業
	4	知的障害者地域生活援助事業
	5	知的障害者相談支援事業

「7 事業開始の予定年月日」を削る。

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び別記第三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和五十年山口県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。
第一条中「。以下「政令」という。」を削る。

第一条から第八条までを次のように改める。
第二条から第八条まで 削除

第九条第一項中「別記第十七号様式」を「別記第一号様式」に改め、同項第一号中「別記第十八号様式」を「別記第二号様式」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 世帯調書(別記第三号様式)
第十条を次のように改める。
(看護又は移送の給付の申請等)

第十条 前条第二項の規定により療育の給付の決定を受けた本人が更に看護又は移送の給付を必要とするときは、親権を行う者又は未成年後見人は、看護給付申請書(別記第四号様式)又は移送給付申請書(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により看護給付申請書又は移送給付申請書の提出があつた場合において、看護又は移送の給付の決定をしたときは、当該申請をした親権を行う者又は未成年後見人に対し、看護給付券(別記第五号様式)又は移送給付券(別記第五号様式)を交付するとともに、その旨を当該給付に係る指定療育機関に通知する。

3 前項の看護給付券又は移送給付券の交付を受けた親権を行う者又は未成年後見人は、その看護又は移送の終了後速やかに看護料請求書(別記第六号様式)又は移送費請求書(別記第六号様式)を知事に提出しなければならない。

第十一条第一項中「別記第十九号様式」を「別記第七号様式」に改め、同項第一号中「別記第二十号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条第二項中「別記第二十一号様式」を「別記第九号様式」に改める。

第十二条を次のように改める。
(看護又は移送の給付継続の申請等)

第十二条 第十条第二項の規定により看護又は移送の給付を受けた本人が決定された看護又は移送の給付の期間を超えて引き続き看護又は移送の給付を受けようとするときは、親権を行う者又は未成年後見人は、看護給付継続申請書（別記第十号様式）又は移送給付継続申請書（別記第十号様式）に同項の看護給付券又は移送給付券を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により看護給付継続申請書又は移送給付継続申請書の提出があつた場合において、看護又は移送の継続給付の決定をしたときは、当該申請をした親権を行う者又は未成年後見人に対し、看護給付継続券（別記第十一号様式）又は移送給付継続券（別記第十一号様式）を交付するとともに、その旨を当該給付に係る指定療育機関に通知する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（療育券等の提示）

第十二条の二 第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項又は前条第二項の規定により療育の給付、看護若しくは移送の給付、療育の継続給付又は看護若しくは移送の継続給付（以下「療育の給付等」という。）の決定を受けた本人が療育の給付等を受けようとするときは、療育券、第十条第二項の看護給付券若しくは移送給付券、第十一条第二項の療育継続券又は前条第二項の看護給付継続券若しくは移送給付継続券（以下「療育券等」という。）を指定療育機関に提示しなければならない。

第十三条を次のように改める。

（療育券等の返納）

第十三条 療育の給付等の決定を受けた本人が死亡し、若しくは療育の給付等を受けることを中止したとき又は療育券等の有効期限が経過したときは、親権を行う者又は未成年後見人は、本人に代わつて当該療育券等を速やかに知事に返納しなければならない。

第十三条の二（見出しを含む。）及び第十三条の七第一項中、「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に改める。

第十三条の八及び第十三条の九を削る。

第二十五条の五中、「児童居宅生活支援事業開始届」を「障害児相談支援事業等開始届」に改める。

第二十五条の六第一号中、「児童居宅生活支援事業届出事項変更届」を「障害児相談支援事業等届出事項変更届」に改め、同条第二号中、「児童居宅生活支援事業廃止届」を「障害児相談支援事業等廃止届」に、「児童居宅生活支援事業休止届」を「障害児相談支援事業等休止届」に改める。

第二十五条の七中、「児童居宅生活支援事業休止届」を「障害児相談支援事業等休止届」に改める。

届」に、「児童居宅生活支援事業」を「障害児相談支援事業等」に、「児童居宅生活支援事業再開届」を「障害児相談支援事業等再開届」に改める。
第二十五条の八、第二十六条の二第一項、第二十八条及び第二十九条の二中、「市町村」を「市町」に改める。
第三十六条第一項の表中

- 一 第二条第一項の育成医療給付申請書
- 二 第三条第一項の看護給付申請書又は移送給付申請書
- 三 第三条第三項の看護料請求書又は移送費請求書
- 四 第四条第一項の育成医療給付継続申請書
- 五 第五条第一項の看護給付継続申請書又は移送給付継続申請書
- 六 第九条第一項の療育給付申請書
- 七 第十一条第一項の療育給付継続申請書
- 八 第十三条の二第一項の小児慢性特定疾患医療給付申請書
- 九 第十三条の三第二項の小児慢性特定疾患重症患者認定申請書
- 十 第十三条の四第一項の医療機関追加申請書又は医療機関変更申請書
- 十一 第十三条の七第二項の小児慢性特定疾患医療費支給申請書

を

- 一 第九条第一項の療育給付申請書
- 二 第十条第一項の看護給付申請書又は移送給付申請書
- 三 第十条第三項の看護料請求書又は移送費請求書
- 四 第十一条第一項の療育給付継続申請書
- 五 第十二条第一項の看護給付継続申請書又は移送給付継続申請書
- 六 第十三条の二第一項の小児慢性特定疾患医療給付申請書
- 七 第十三条の三第二項の小児慢性特定疾患重症患者認定申請書
- 八 第十三条の四第一項の医療機関追加申請書又は医療機関変更申請書
- 九 第十三条の七第二項の小児慢性特定疾患医療費支給申請書

に、

当該届出をする者の住所地の市町村の長
を
当該届出をする者の住所地の市町村の長
に、

一 第二十五条の五の児童居宅生活支援事業開始届 二 第二十五条の六第一号の児童居宅生活支援事業届出事項変更届 三 第二十五条の六第二号の児童居宅生活支援事業廃止届又は児童居宅生活支援事業休止届 四 第二十五条の七の児童居宅生活支援事業再開届	児童居宅介護等事業又は児童サービス事業に係るもの	市町村が提出するもの	当該市町村の区域を管轄する児童相談所の長
	児童短期入所事業、障害児相談支援事業又は児童自立生活援助事業に係るもの	市町村から委託を受けた者が提出するもの	当該届出をする者の住所地の市町村の長及び当該届出をする者の住所地を管轄する児童相談所の長

一 第二十五条の五の障害児相談支援事業等開始届 二 第二十五条の六第一号の障害児相談支援事業等届出事項変更届 三 第二十五条の六第二号の障害児相談支援事業等廃止届又は障害児相談支援事業等休止届 四 第二十五条の七の障害児相談支援事業等再開届	当該届出をする者の住所地を管轄する児童相談所の長
---	--------------------------

村が設置する」を「町が設置する」に、「当該町村」を「当該町」に、「市町村以外」を「市町以外」に、「が町村」を「が町」に、「の町村」を「の町」に改め、同条第二項中「第七条（第十三条において準用する場合を含む。）」を「第十三条」に、「育成医療券等」を「療育券等」に改める。
別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第9条、第36条関係）
療 育 給 付 申 請 書
年 月 日

山口県知事 様
郵便番号
申請者 住 所
氏 名
本人との続柄
（電話 局 番）

下記のとおり療育の給付を受けたいので、児童福祉法施行規則第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

本 人	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日	歳
扶養義務者	氏 名	本人との続柄		職業	
被保険者	氏 名	住所	負担率	保険者名	
希望する指定療育機関	氏 名				
受付年月日	年 月 日	進達年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
經由	保健所名				
	保健所長の意見				

注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
2 印欄は、記入しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

報 告 欄

第2号様式 (第9条関係) 療 育 給 付 意 見 書

本 氏 名	男・女	生年月日	年	月	日
	住所				
病 名	発	病	年	月	日
	状態				
これまでに行われた治療					
今後の治療方針					
治療見込期間					
学習を行うについでの見					

上記のとおり診断します。
年 月 日

療育指定保健所 (又は指定療育機関)

名 称
所在地
氏 名

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

⑪

記号川ハハハハハハ「第2条」ハハハハハハ「回覧付の用紙」及び
「又は補装具の交付(修理)」ハハハハハハ「市町村」ハハハハハハ
記号川ハハハハハハ「第3条」ハハハハハハ「第10条」ハハハハハハ「第3条第1項
第10条において準用する第3条
第1項の」ハハハハハハ「第10条第1項の」ハハハハハハ「療育券交付番号」ハハハハハハ「療育券交付番号」

ハハハハハハ「療育券交付年月日」ハハハハハハ「療育券交付年月日」

「指定療育機関の長 (又は指定療育機関の長) ⑪」ハハハハハハ

「指定療育機関の長 ⑪」ハハハハハハ

「指定療育機関 (又 所在地 名称)」ハハハハハハ「指定療育機関
ハハハハハハ」ハハハハハハ

記号川ハハハハハハ「(第3条、第5条、第6条、第13条関係)」ハハハハハハ「(第10条、第12

条、第12条の2関係)」ハハハハハハ「療育券の交付番号」ハハハハハハ

「療育券の交付番号」ハハハハハハ「指定療育機関の名称」ハハハハハハ

「指定療育機関の名称」ハハハハハハ

記号川ハハハハハハ「第3条」ハハハハハハ「第10条」ハハハハハハ「療育券の交付番号」ハハハハハハ

「療育券の交付番号」ハハハハハハ

「指定療育機関 (又は指定療育機関) 名称 所在地 氏 名」ハハハハハハ

指定療育機関 名称
所在地
担当医師 氏名

⑬

に改め

別記第七号様式から別記第九号様式までを次のように改める。

第7号様式（第11条、第36条関係）

療 育 給 付 継 続 申 請 書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所 名
氏 名
(電話 局 番)

⑭

下記のとおり継続して療育の給付を受けたいので、児童福祉法施行細則第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

本人氏名	療 育 券 の交付番号	
継続を必要とする 期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
継続を必要とする 理由		
保健所長の意見		

注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

2 印欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第8号様式 (第1条関係)

療 育 給 付 続 意 見 書

本人氏名	男・女	生年月日	年	月	日
病 名	継続治療の 具体的方針	継続治療の 見込期間	日	日	日
継続治療の 見込期間	継続治療の 見込期間	継続治療の 見込期間	日	日	日
継続治療の 見込期間	継続治療の 見込期間	継続治療の 見込期間	日	日	日
継続治療の 見込期間	継続治療の 見込期間	継続治療の 見込期間	日	日	日
継続治療の 見込期間	継続治療の 見込期間	継続治療の 見込期間	日	日	日

上記のとおり診断し、その医療費を概算します。
年 月 日

指定療育機関 名称
所在地
担当医師 氏名

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



第9号様式 (第11条、第12条の2関係)

療 育 続 券

交付番号	交付年月日	年	月	日		
被保険者証等の 記号及び番号	保険者名					
受 療 者	氏 名	年	月	日		
	生年月日	年	月	日		
	氏 名			男・女		
申 請 者	住 所	年	月	日		
	生年月日	年	月	日		
	住 所			受療者との 続		
	名 称					
	所在地					
指定療育機関						
診療予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
二の券期の 間	年	月	日から	年	月	日まで

上記のとおり決定する。
年 月 日

山口県知事



経 由 責 任 者	保健所長	印
-----------	------	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

規定、第三十六条第一項の表の改正規定（

当該届出をする者の
住所地の市町村の長

を

当該届出をする者の
住所地の市町村の長

に改める部分及び「町村が設置する」を「町が設置する」に、

「当該町村」を「当該町」に、「市町村以外」を「市町以外」に、「が町村」を「が町」に、「の町村」を「の町」に改める部分に限る。（）、別記第三号様式の改正規定（同様式の注6に係る部分に限る。）、別記第二十一号様式の四の改正規定（同様式の注7に係る部分に限る。）、別記第五十一号様式の九の改正規定、別記第五十三号様式の改正規定及び別記第五十六号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

平成十八年三月三十一日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)